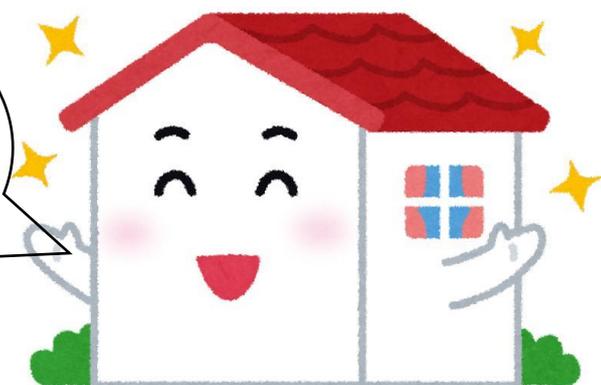


令和4年度 高梁市「新しい生活様式」に向けた

# 住宅リフォーム事業費補助金

【手引き】

補助対象工事費  
20万円以上で  
(消費税込み)  
**最大30万円** 助成!



<R4年4月1日時点版>

～お願い～

申請書類に不備等があると、内容確認や審査に時間がかかりますので、提出にあたっては、必ず事前に本手引きをご確認ください。

高梁市産業振興課 商工労働係

## 1 制度の概要

この制度は「新しい生活様式」等を取り込みやすくするための居住環境の向上や、個人消費が落ち込み低迷した地域経済の活性化を図り、市内企業の雇用維持を目的とし、住宅をリフォームする方に対して、工事費の一部を補助する事業です。

## 2 補助内容

○住宅リフォーム工事

補助対象工事費が 20万円以上（消費税込み）に対して、補助率1／10で 最大30万円の補助金を支給します。

## 3 申請要件

○次の全てに該当する場合に申請できます。

### ①交付対象者

- 市内に住所を有する者
- 市税等を滞納していない者
- 他の制度による補助（国・県・市等）を受けていない者

### ②交付対象住宅

- 市内に存する住宅
- 現に申請者が居住している住宅
- 申請者、申請者と生計を一にする者又は2親等以内の親族が所有している住宅

### ③施工業者

- 市内の建築業者等（個人事業者を含む）

### ④対象工事

- 市内の建築業者等による20万円（消費税を含む）以上のリフォーム
- 対象住宅又はその敷地に係るリフォーム

### ⑤契約及び引き渡し

- 令和4年4月15日から令和4年11月30日までに工事請負契約を締結させたもので、令和4年4月15日から令和4年12月28日まで引き渡しを受けるものとします。

※ここでいう「工事請負契約」とは、書面上の契約に限りません。

## 4 補助回数

○この制度に基づく補助金の交付は、交付対象者又は交付対象住宅について、1回を限度とします。

○平成29年度まで市が実施していた「高梁市住宅リフォーム事業費補助金」や令和2年度に実施した『高梁市「新しい生活様式」に向けた住宅リフォーム事業費補助金』による補助金の交付を受けた方や住宅でも、今回の補助金は申請できます。

○国の制度、県、市の他制度により補助金等を受けた交付対象者又は交付対象住宅は申請できません。ただし、他制度等における補助金の対象外とされているリフォームに関する箇所についてはこの限りではありません。

※市の他制度：若者定住促進住宅助成金、高齢者在宅生活支援事業補助金、木造住宅耐震改修事業補助金 など

## 5 申請方法

### (1) 交付申請

○次の全ての書類を整えて申請してください。

- ①高梁市「新しい生活様式」に向けた住宅リフォーム事業費補助金交付申請書（様式1号）
- ②申請者及び交付対象住宅所有者（市内に住所を有する場合に限る。）の納税証明書
- ③リフォームの費用が分かる書類（見積書、内訳書等）の写し
- ④リフォーム部分の施工前の状況が分かる写真及び図面

### (2) 実績報告

○工事完成後、次の全ての書類を整えて提出してください。

- ①高梁市「新しい生活様式」に向けた住宅リフォーム事業費補助金実績報告書（様式6号）
- ②リフォームに係る支払いを証する書類（領収書又はこれに代わるもの）の写し
- ③リフォーム部分の施工後の状況が分かる写真等

## 6 申請から交付までの流れ

### (1) 受付期間

令和4年4月15日（金）から令和4年11月30日（水）まで

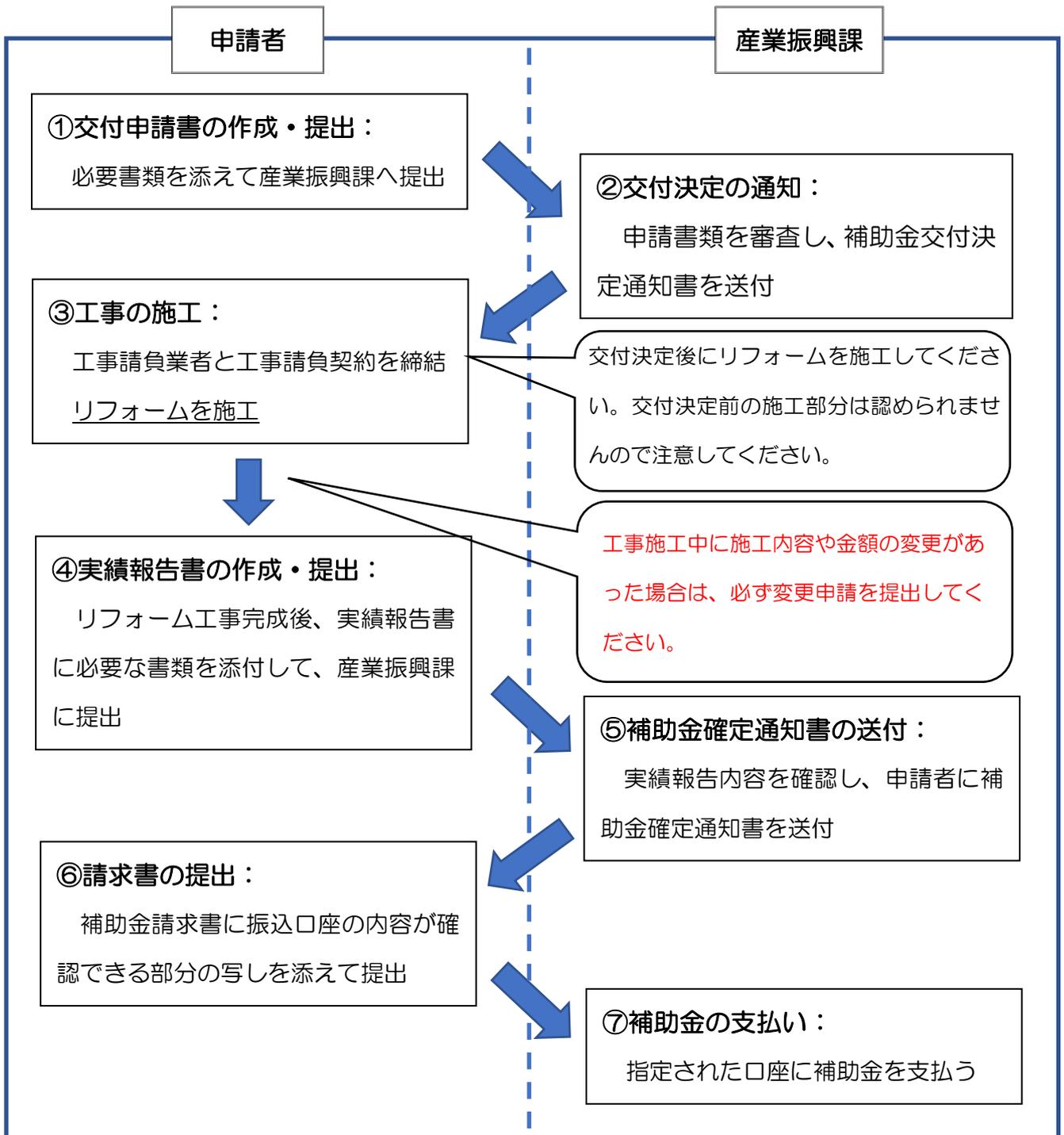
平日8時30分から17時15分

## (2) 申請書等提出先

高梁市役所 2階 産業振興課窓口

※予算の範囲内での補助となりますので、受付期間中であっても、受付を終了することがあります。

## (3) 申請から交付まで



## 7 補助対象

○補助の対象となるリフォームは、市内業者が施工するもので、住宅に対する改修、外構等に  
係る工事のうち、次に掲げるものとします。

- 内装工事（クロス張替え・補修、間取りの変更、窓・扉等建具取替え、タイル張替え、畳  
の新調など）
- 外装工事（屋根・外壁の塗替えや張替え、屋根の葺き替え、防水工事など）
- 住宅設備工事（台所・トイレ・浴室ほか給排水の設備、取替えなど）
- エコリフォーム工事（窓・外壁・屋根の断熱、太陽熱利用システム設置、節水型トイレの  
設置、高断熱浴槽設置、高効率給湯器設置、LED照明器具設置、  
太陽光利用照明設備設置、家庭用燃料電気コージェネレーションシ  
ステム設置など）
- バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消、廊下幅の拡張など）
- 外構工事（門、塀、車庫、インターフォン取付、フェンス、雨水排水、汚水排水工事、テ  
ラス設置など）
- 造園工事（給水栓、ウッドデッキ、植栽、生垣など。ただし、単なる維持管理のための剪  
定等は対象外）

○上記工事以外で交付対象の可否につきましては、産業振興課にお気軽にご相談ください。

○上記工事部分において、建築基準法等の法令により申請及び確認が必要なものは、その手続  
きを行い、許可等の交付を受けてください。

## 8 その他

○高梁市のホームページから申請書等はダウンロードできます。[高梁市住宅リフォーム事業  
費補助金](#) で検索してください。

### <提出先>

#### ◆窓口申請

【受付窓口】○高梁市産業振興課 商工労働係

4月15日（金）から11月30日（水） 平日 8時30分～17時15分

市産業振興課に必要書類を添えて提出してください。

<お問い合わせ>

高梁市産業振興課 商工労働係

TEL : 0866-21-0229